

平成24年10月城南衛生管理組合総務常任委員会

開催日時 平成24年10月31日(水) 午前10時
開催場所 城南衛生管理組合本庁管理棟2階大会議室

出席委員(10人)

委員長	上林 昌三
副委員長	鷹野 雅生
委員	細見 勲
委員	岡田 久雄
委員	太田 健司
委員	阪部 正博
委員	塚本 五三藏
委員	浅見 健二
委員	河上 悦章
委員	水谷 修
委員	矢野 友次郎

欠席の委員(1人)

委員	太田 健司
----	-------

説明のため出席した者

専任副管理者	竹内 啓雄
事業部長	寺島 修治
施設部長	浅田 清晴
事業部次長	清水 孝一
財政課長	杉崎 雅俊
施設課長	川島 修啓
クリーン21	福井 均
長谷山所長 (事務局)	
局長	太田 博

会議次第

- 1 京都府南部地域豪雨の被害状況及び対応について
- 2 再生可能エネルギー固定価格買取制度(FIT)について
- 3 平成24年度夏季節電結果について

- 4 平成24年度人事院勧告について
- 5 退職手当の支給水準引き下げ等について

(その他)

生活排水処理基本計画についての概要説明

午前9時55分 開会

○**上林昌三委員長** 皆さんおはようございます。本日、総務常任委員会を招集いたしましたところ、委員各位には何かとご多用のところ、ご参集を下さいまして、誠にありがとうございます。会議前に連絡事項について報告申し上げます。太田委員より公務の為欠席したい旨の届け出がありましたので、報告いたします。それでは、定刻より少し早いですが、ただ今から総務常任委員会を開会いたします。始めに、理事者からの御挨拶がございますのでお受けしたいと思います。

竹内専任副管理者

○**竹内啓雄専任副管理者** 本日、総務常任委員会が開催されましたところ、委員各位におかれましては、大変お忙しい中、御参集を賜りまして厚くお礼を申し上げます。皆様方には、日頃から当組合議会の円滑な運営に御指導をいただきまして、重ねてお礼を申し上げます。また、去る10月28日に開催の予定でございました第25回の環境まつりにおきまして、組合設立50周年の記念イベントを準備いたしておりましたが、当日の早朝より雨が降り出し、さらに昼からも、雨脚が強まるとの予報がされておりました。苦渋の決断ではございましたが、中止の決定をし、御連絡を差し上げましたところでございます。自然の巡り合わせにより、残念ながら開催が叶いませんでしたが、議員各位より、御協力、御理解をいただき、誠にありがとうございました。さて、本日御報告を致したく存じておりますのは、お手元資料表紙のとおり「京都府南部地域豪雨の被害状況及び対応」、「再生可能エネルギー固定価格買取制度、いわゆるFIT制度への移行について」、「平成24年度夏季節電結果」、「平成24年人事院勧告」、「退職手当の支給水準引下げ等」の5点をご用意いたしております。それでは、配布を申し上げます委員会資料に沿って、御報告を申し上げさせていただきますと存じておりますので、委員各位の御指導、ご意見を賜りますようお願い申し上げます。開会にあたりましての御挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくようお願い申し上げます。

○**上林昌三委員長** 有難うございました。それでは本日の議題に入りたいと思います。本日の議題は、レジュメにもありますように報告事項としまして5点ございます。そ

れでは、一点目の京都府南部地域豪雨の被害状況についての説明を、お願い致します。
清水事業部次長

○清水孝一事業部次長 この間、8月に速報並びに途中経過という形で報告しておりますが、改めてこの場で報告させていただきます。被害状況は、落雷によりますものと大雨によりますもの、この2点ございまして、落雷に関しましては折居工場でボイラー関係の計装設備、ここに落雷がございまして、被害額が約344万円。それと、ごみクレーンの操作部、中央操作室で自動的にできるという操作がございまして、ここにも影響がございまして、被害額が30万円。それと、三郷山ですが、奥山埋立処分地内の排水処理施設の流量計、ここにも落雷の影響がございまして、被害額が8万円。これにつきましては、備考欄に記載しておりますが、全国自治協会の建物災害共済の保険が適用されます。それと、大雨による影響ですが、クリーン21長谷山で、隣接します自衛隊敷地内の処理水配水管が露出いたしました。土砂で埋戻しを実施いたしまして、8月24日に完了いたしました。この件につきましては、2ページ目に写真で表しております。被害の状況は、長さ20メートル、深さ最長で1.7メートルほど、大雨でえぐられてきたという状況でございます。職員で、私どもの重機で修復いたしまして、6番にございますように、8月21日から24日まで、4日間かけて、元通りに修復いたしました。1ページ目にお戻りいただきまして、災害の対応ですけれども、市町の搬入に合わせまして、平日の時間延長、これにつきましては8月の14日から27日までの8日間、対応いたしました。それと、土日の開庁は、18・19・25・26、この4日間、開庁で受入れを行いました。それと、し尿ですけれども、業務課が対応いたしておりますが、私どもの組合直営車両と委託車両、合わせて災害収集を実施いたしまして、炭山地区の約100件、これが一番多かったんですけれども、その他、合計417件、約150キロリットルを収集いたしました。それと、不燃ごみですけれども、奥山と三郷山がございまして、奥山につきましては災害関連ごみ約248トンが搬入されました。三郷山につきましては、1,560トンの搬入があり、その内、土砂が約1,547トンございました。可燃ごみは、折居工場におきまして、少ないですけれども、0.2トン搬入されました。それと、職員駐車場の一部を災害廃家電の一時保管場所として使用いたしました。これは宇治から、約210トンの搬入がございました。それと、長谷山ですけれども、可燃ごみ1.8トンの搬入がございました。詳細につきましては3ページ目をご覧ください。市町ごとの搬入を記載しておりますが、可燃・不燃合わせまして、下段から2つ目ですけれども、ごみ全体というところで、全体で1,809トンの搬入がございまして、その内、宇治が1,550トン、約86%が宇治市の関連でございまして、それと、最下段、し尿でございまして、156キロリットルの内の、106キロリットル、68%が宇治市から搬入がされております。もう一度1ページの方にお戻りいただきます。さきほどの、3ペ

ージの資料ですが、2行目に記載しておりますように、災害廃棄物として搬入されたものだけですので、通常の定期収集で搬入されました災害廃棄物の量はここには含んでおりませんので、ご了承ください。もう一度1ページにお戻りいただきまして、最下段の、物品の支援ですが、8月27日、これ、金曜日なんですけども、翌日からボランティアが入るということで、不足する物品といたしまして、宇治市災害ボランティアセンターに、軍手500双、ゴム手袋100双を提供いたしました。それと、9月に入りまして、9月6日から10月10日まで、志津川の浄化センター、ここに土砂が入りまして、微生物がほとんどいなくなって、機能がしなくなり、私どもの方から種汚泥として32キロリットルを提供いたしました。以上、簡単ではございますけども、この間の被害状況と災害対応の報告とさせていただきます。

○上林昌三委員長 説明が終わりました。質問等がございましたらお聞きいただきたいと思います。

「なし」という声あり

○上林昌三委員長 質問がないようですので、二点目の再生可能エネルギー固定価格買取制度FITへの移行についての説明をお願いします
浅田施設部長

○浅田清晴施設部長 再生可能エネルギー固定価格買取制度、FIT制度への移行についてご説明もうしあげます。まず、1ページから表を中心に説明を申し上げます。表の中の項目は若干前後しますが、よろしくお願ひ申し上げます。現在、クリーン21長谷山では、発電した電力を、施設運転用で使用し、残った余剰電力については、電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法、RPS制度といたしますけども、これに基づき電力会社、現在は関西電力に売却しているところでありまして。しかし、今年の7月1日に新しく電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法という法律ができて、この法律による新しい制度、FIT制度により、ごみ焼却発電も買取の対象となったことから、現行のRPS制度と比較を行ったところ、新制度のFIT制度によることが有利であるとの判断から、再生可能エネルギー固定価格買取制度のFIT制度へ移行することとし、現在所要の手続きを進めているところでございます。FIT制度は、バイオマス等の再生可能エネルギーにより発電した電気を国が定めた期間において、国が定めた価格で電力会社に買い取ることを義務づけたものであります。まず、買い取り期間であります。FIT制度では、最長20年間と定められており、また、クリーン21長谷山のように既に稼働している既存施設も今年の11月1日までに所要の申請をすれば適用可能となり、クリーン

21長谷山はこの法律施行日の7月1日を基準にすると、稼働後約6年1カ月が経過したことになります。今後、13年11ヶ月の間、FIT制度での売電が可能となるものであります。次に、買い取り価格についてですが、バイオマス、つまり厨芥や紙類、植物など石油に由来しないものを燃料として発電した電気について、固定価格ということですので、17.85円で買い取ることとなっています。例えば、ごみ全体で厨芥などのバイオマスが占める比率を40%とし、100万kwh発電した場合、全体の40%の40万kwhが17.85円で売れるということになりますので、残りの60%の60万kwhについては、プラスチックなど非バイオマスにより発電した電気となり、FIT制度では、非バイオマスに係る価格は、例えば関西電力単価であります、5.34円となります。参考までに、他のエネルギーのことを申し上げますと、一般家庭の屋根のほうにも見受けられますけれども、太陽光で発電した電力につきましては42円、風力発電でございますけれども20kwh以上でしたら23.1円、同じく20kwh未満であれば57.75円等に金額は現在設定されているところでございます。一方、FIT制度は、現行のRPS制度に比べ管理が厳格となっています。例えば、現行のRPS制度ではバイオマス比率を3カ月ごとに、公定分析機関により算定し、報告することとなっていますが、今度のFIT制度では毎月算定して、報告しなさい。ということになっています。更には、運転維持管理費等事業費の国への報告義務が発生するのと、国内でのメンテナンス体制確保が必要になってきます。なぜ国内でのメンテナンスの体制が必要かということについて、若干説明申し上げますと、この制度は安定供給ということが求められます。そういった観点から、例えば外国のメーカーなんかを採用いたしまして、長期間のメンテナンス期間が必要となることがあれば、その間、電気の発電ができませんので、年間をとおしての安定供給につながらないということもございまして、そういう懸念もあつてか国内でのメンテナンス体制確保が必要ということになっているようでございます。ただし、細かな内容につきましては、まだ確定していないような状況でございます。次に、次のページをご覧ください。横長の表ですけども、FIT制度とRPS制度のコスト比較を示しております。算定条件を表下段の①から⑥と仮定し、その内、例えば②のRPS制度の買取単価は、関西電力の24年度実績単価の8.18円/kwhとして試算しております。③のFIT制度の買取単価は、バイオマス分を先ほど申し上げましたが17.85円/kwh、非バイオマス分を5.34円/kwhということに設定しております。ただし、買取期間は13年11ヶ月ということですので、その13年11ヶ月経過後につきましては、買取単価は、全量5.34円/kwhということにしております。それから⑥ですけども、消費税率は変更もあるようですけれども、この比較表の中では消費税等は現行税率で試算しております。例えばこの表で申しますと売電量を1,500万kwh、1,300万kwh、1,000万kwhと区分して、それぞれバイオマス比率を40%、45%、50%と区別して比較しております。ここでは、今

後のその他プラスチック製容器包装の資源化も始まりますので、そのことも考慮致しまして網掛け部分にあるように、売電量を1,300万kwhとし、バイオマス比率を45%とした場合、先ほど申しました条件で、試算いたしますと20年間で約2億5千万円の増収が見込めるものとしているものであります。この表につきましては以上でございます。次ページはコスト比較を図にしたものとして添付しておりますので、また参照頂ければと存じます。なお、当組合における今後のスケジュールですけれども、今、鋭意申請の手続きを進めておりまして、先ほど申しました11月1日までは経済産業省のほうに申請を行いまして、経産省のほうでそれ以降2カ月の間で審査をされましてFIT施設として認定された暁には、年明けの1月から2月の期間に所定の契約を行いまして、今回の場合は3月1日からFIT制度による売電へと移行することになります。その1年ごとの契約となりますので、長期の契約もございますけれども、改めて契約することが必要で、その場合は4月1日から3月31日までという契約になるものでございます。FITへの移行につきましては以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○上林昌三委員長 説明が終わりました。質問等がございましたらお聞きいただきたいと思います。

「なし」という声あり

○上林昌三委員長 質問がないようですので、三点目の平成24年度夏季節電結果についての説明をお願いします
清水事業部次長

○清水孝一事業部次長 今年5月頃に、大飯の原発の再稼働が難しく計画停電も準備されているということで、6月20日に節電対策を設けてまいりました。目標としましては、22年夏季と比べて15%の節電と発電量の21%の増、期間につきましては、7月1日から9月末までの3ヶ月間。その他の項目といたしまして、クールスポット対策といたしまして、ガラス教室と親子教室を実施してまいりました。その結果ですが、中段下あたりに太枠で囲っていますように節電対策は、15%の目標に対しまして、15.3%でございました。7月に行っていた全炉停止それを24年度は6月に設定いたしました。そのことがクリーン21長谷山での大きな要素です。それとクリーンピア沢ですが、爆気ブローという装置がありまして、微生物処理槽にエアを供給するものですが、その運転の調整をしてきたこと。それと折居清掃工場で通常は110t/日、毎日運転していますが、それを95tまで減量して運転したこと。以上のことが大きな要素となりまして15.3%が達成できました。一方、発電量で

すが21%の目標でしたが、最終は12.9%に至りました。この要素ですが、8月から9月初めまで落雷が続いておりまして、その落雷と故障による影響で2炉運転が5日間減りました。7月から9月までの92日間で2炉運転を予定では、57日間予定しておりましたが、それが52日間、5日間減りまして、1日2炉運転を1炉運転に切替えますと、約4万kwhの発電量が下がります。よって5日間ですので、約20万kwhが下がってまいりました。その他の項目ですが、クールスポットですが親子合わせて参加者が57名ご参加いただいたところです。あとこの削減量ですが、電気使用量で49万3千kwh、それと発電量の増加分42万4千kwhと合わせて91万7千kwhとなりまして、1世帯あたりの平均から申しますと、約3千2百世帯の1カ月分の電気使用量に該当することとなります。

○上林昌三委員長 説明が終わりました。質問等がございましたらお聞きいただきたいと思います。

水谷委員

○水谷 修委員 お金に直すとどうなりますか。増えた分。減った分。

○上林昌三委員長 清水事業部次長

○清水孝一事業部次長 電気料金事態があがっておりますので、単純な比較は出来ませんが、平成22年度と比較して、支払った金額で申しますとマイナス450万円、売電で630万円、合わせて1,080万円が、マイナスとなっています。

○上林昌三委員長 水谷委員

○水谷 修委員 経費のかかった部分はないですか。

○上林昌三委員長 清水事業部次長

○清水孝一事業部次長 経費的には、八幡市のごみを中継で、沢から折居に運んでいますのをクリーン21に運んでいきますので、あえて言いますと軽油代くらいです。

○上林昌三委員長 他に質問は、ございませんか。質問がないようですので、四点目の平成24年人事院勧告についての説明をお願いします

寺島事業部長

○寺島修治事業部長 4点目の平成24年の人事院勧告につきまして、配布資料により

その概要を報告させていただきます。本年8月8日に、人事院は、一般職の国家公務員の給与について、国会と内閣に勧告いたしました。本年の給与勧告のポイントは、2つございます。一つ目のポイントにつきましては、1月例給・特別給の欄に記載いたしておりますとおり、月例給、特別給いわゆるボーナスでございますが、ともに改定なしとなっております。官民比較の結果は、本来の給与額では、国家公務員給与が民間給与を1人当たり平均273円、0.07%上回っていたというものです。しかしながら、実際の支給額は、本年4月から給与減額支給措置が講じられており、この減額措置後の官民比較では、国家公務員給与が民間給与を1人当たり平均28,610円、7.67%下回っていたという結果でございます。二つ目のポイントでございますが、昇給・昇格制度の見直しに記載いたしておりますとおり、50歳台後半層における給与水準の上昇を抑制するための制度見直しでございます。具体的には2ページに表で示しておりますが、55歳を超える職員について、現行制度では、たとえば、標準、良好の勤務成績であれば、毎年、2号昇給いたしておりますが、今回の制度見直しによりまして、標準の勤務成績では昇給が停止するというものでございます。また、高位の号俸から昇格した場合の俸給月額を増加額を現行より下位の号俸に決定し、増加額を抑制するというものでございます。これについても2ページにイメージ図を示しております。次に、平成23年勧告の積み残し等につきまして、ご説明を申し上げます。昨年の9月30日の人事院勧告では、給与構造改革における経過措置額、いわゆる現給保障でございますが、平成24年度は2分の1、上限1万円を減額し、平成25年4月1日に廃止するという内容でありましたが、本年2月に成立した国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律、いわゆる給与改定臨時特例法により、国家公務員の給与は平成23年9月の人事院勧告のマイナス0.23%を実施したうえで、平成24、25両年度は、さらに東日本大震災の復興財源に充てるために平均で7.8%の給与削減が実施されるため、経過措置額については平成26年4月に全額廃止することになっているものでございます。次に参考として記載いたしておりますが、去る10月10日に京都府の人事委員会勧告が出されております。勧告のポイントは、月例給は平均でマイナス0.1%の改定、特別給は改定なしでございます。また報告の中で、昇給・昇格制度の見直しについては、国や他の都道府県の措置状況及び京都府の実状等を踏まえ、必要な措置について検討していくこととなっております。給与構造改革に伴う経過措置いわゆる現給保障につきましては、国や他の都道府県の措置状況に留意するとともに、経過措置額を受給している職員の状況が国とは異なるという京都府の実情も考慮したうえで、廃止について検討を進める必要があるとされております。なお、参考資料といたしまして、本年の人事院の給与勧告の骨子を添付いたしておりますので、ご覧いただきたいと存じます。

○上林昌三委員長 説明が終わりました。質問等がございましたらお聞きいただきたい

と思います。

「なし」という声あり

○上林昌三委員長 質問がないようですので、五点目の退職手当の支給水準引き下げ等についての説明をお願いします

寺島事業部長

○寺島修治事業部長 次に5点目の退職手当の支給水準引き下げ等について、ご説明をさせていただきます。ご案内のとおり、本年8月7日に、国家公務員の退職手当の支給水準について、平均で約14.9%引き下げる方針が閣議決定されたところでございます。国家公務員の退職手当の支給水準につきましては、概ね5、6年ごとに実施する民間企業の退職金実態調査により官民比較を行い、民間の退職金との均衡を基本に見直しが行われているものでございます。国家公務員の退職手当について、官民比較調査の結果及び共済年金職域部分と退職給付に関する有識者会議の報告を踏まえ、官民格差の解消を図るというものでございます。官民格差については、平均で約402万6千円でございます。具体的には、官民の支給水準の均衡を図るために、国の退職手当法上設けられている調整率を段階的に引き下げるというものでございます。この段階的な引き下げ措置につきましては、過去の引き下げ時の段階的措置に比べ、一回当たりの引き下げ幅を2倍程度とし、かつ、引き下げ間隔を1年から9か月に短縮するというものでございまして、表に記載のとおりでございます。勤続35年以上の者の支給率を例にしますと、現行59.28月分が55.86、52.44、49.59月分へと引き下がるものでございまして、最終的には9.69月分の減額となるものでございます。早期退職募集制度の拡充でございしますが、有識者会議報告において、今回の見直しに当たり、人事院の調査結果にみられる民間企業の早期退職優遇制度や希望退職制度の一時金割増の状況も参考に、退職手当に係る現行の早期退職特例制度、定年前1年につき2%割増、定年前10年以内、の内容を拡充して、早期退職に対するインセンティブを付与するための措置を併せて講ずることが適当であるとされたところでございます。具体的には政令で定めることになっておりますが、拡充後の措置としては、定年前15年以内に退職する勤続20年以上の者を対象として、定年前1年につき最大3%の割増という内容でございます。地方公務員への準用については、8月7日付の総務副大臣名の要請文書を添付いたしておりますので、ご覧いただきたいと存じます。以上、報告とさせていただきます。なお、当組合職員の退職手当につきましては、従来から国家公務員に準じた取り扱いをいたしており、引き続き、国や京都府、近隣団体の動向を見定めながら、職員団体と協議をして参りたいと考えております。以上でございます。

○上林昌三委員長 説明が終わりました。質問等がございましたらお聞きいただきたい
と思います。

水谷委員

○水谷 修委員 何で副大臣が、地方自治体に言う権限があるんですか。当組合からし
たら早期退職を促進するような状況は、年齢層からみて無いと思います。構成市町の
動向を見るとか言われていますが、当組合の年齢構成を考えると全く事情は違うと思
うんですね。早期退職を促進して幹部候補が出来るのかと言う事を考えると何で、副
大臣にこのような事を言われなければならないのか解らないけれども、組合として考
えればいいと思うのが一点と、何で副大臣に言われなあかんのですかね。

○上林昌三委員長 寺島事業部長

○寺島修治事業部長 副大臣が、何故かということですが、本通知は地方公務員法第5
9条に基づく技術的助言及び地方自治法第245条の4によるという注意書きがあ
るのでございますが、あくまで強制力を持っている法律ではない助言というふう
に受けとめております。今、委員がおっしゃいました城南衛生管理組合の職員の年齢構成
についても留意いたしまして、今後、早期退職の募集にいたしましてもどうい
う形がいいかということを充分検討させていただきたいと思っております。

○上林昌三委員長 水谷委員

○水谷 修委員 その条文に副大臣がするとなっているのですか。省庁とか代表する大
臣がするのか、副大臣にそんな権限は無いはずですよ。そもそも、早期退職を推進する
ような退職金の制度の問題なんかを含めて全体のパイが少ない組合で、しかも団塊の
世代がいきなり抜けたら後の事を考えるとぜんぜん他の構成団体とも自治体とも事
情が違うし、組合としての考えでやればいい事だと思うんですけどいかがでしょう

○上林昌三委員長 竹内専任副管理者

○竹内専任副管理者 国の技術的助言につきましては、副大臣であるとかという事
でなく、国という事ですので、副大臣名であつたり、あるいは総務省の役職でくる
場合もあり、色んな差出人があります。地公法に基づく技術的助言であるという事
でございまして。退職手当そのものの考え方なんですけど、勿論、国における職員の構成と
か都道府県における構成とか、組合における構成とか色々これは、違いますし退職に

至る経過も、確かに国の高級官僚におられる層の新陳代謝を促進するというような国には大きな目的がありますけれども、そういった事は私どもの組合にはございませんので、そういう違いはあろうかと思えますけれども退職手当というのは、勿論、勤務条件としていろんな説がございまして、賃金の後払いであるとか、生活保障的な面もあるとか、永年勤続に対する報償という3つの要素が複合的に絡まっているという考え方が一般的でございまして、したがって、懲戒処分を受けたら退職金も全部とんでしまうと、こういう事ですので必ずしも賃金の後払いでもない。国家公務員であれ地方公務員であれ組合の職員であれ一定の年数公務員として勤務した報償というふうに考えれば、国も都道府県も市町村もそんなに大差は無いと思えます。そういった考えからこれまでの退職手当につきましては、過去、都道府県、市町村、組合は、高い支給率の時代もありましたが、今日では全て国に準拠した制度となっております。そういった基本的な考え方で、ご説明させていただきたいと思えます。私ども組合での早期退職については、国の方の新陳代謝と違う部分がございますが、一方こういう形で退職金の支給率を下げに行くという厳しい措置もする一方で一定のそれぞれの職員の人生設計、これからの設計の中で、早期退職して次の事を考えられる職員の方もおられるかと思えますので、そういう職員の方には早期割増というものを今よりも条件を引き上げて措置するというようなバランスを取られたというふうに理解しておりますので、その意味合いがあると思っております。退職手当につきましては、今まで国に準拠して行ってきたという事もございまして、その前の人事院勧告の部分につきましても基本的に国の勧告に従って、私ども、行ってきたという事で、今日の報告につきましては、国の内容の報告でございまして、今後、これを基本に検討していきたいと思っております。以上でございます。

○上林昌三委員長 水谷委員

○水谷 修委員 職員さんの生活を守るという側面が一つと、もう一つは幹部候補生や人員構成等を私は考慮すべきと思えます。場合によっては、よそが消えてしまった定年延長も含めて少人数の職員構成でしかない本組合では、別に独自で行っていけばいいと私は思いますが、そういう事も含めて組合の幹部候補生といえますか、そこも考慮して、何も横並びにしなければならないとは思いません。生活保障については、横並びと副管理者おっしゃいましたが、幹部候補生や人員構成等も考慮して独自の事を考えられたらいいと思えますので意見としておきます。

○上林昌三委員長 他に質問は、ございませんか。質問がないようですので、総務常任委員会資料による報告説明を終了いたします。次に、生活排水処理基本計画についての概要説明を願います。

川島施設課長

○川島修啓施設課長 生活排水処理基本計画についてですが、この計画の概要を一枚にまとめておりますのでご覧いただきたく願います。生活排水処理基本計画は、平成23年度の実績を基に計画をいたしました。計画期間ですが、平成24年度から平成33年度の10年間とし、その最終年度である平成33年度を計画目標年度、平成28年度を5年目の中間目標年度に設定しています。次に計画目標値ですが、中間目標年度の28年度及び計画目標年度の33年度の推計結果について説明しますが、変動率については基準年度であります平成23年度の実績との比較であります。先ず人口推計ですが、構成市町下水道事業計画推計人口及びごみ処理基本計画行政区域内人口との整合を図り、過去の実績をもとに処理形態別の推計結果を採用しています。管内合計で申しますと、10月1日現在で平成23年度の実績382,561人に対して、平成28年度では377,737人、平成33年度では371,686人の推計結果となっています。次に水洗化・生活雑排水処理人口ですが、平成23年度の実績332,674人、管内人口に対して水洗化率が87%、平成28年度では346,163人、同じく水洗化率が92%、平成33年度では349,542人、同じく水洗化率が94%の推計結果となっています。次にし尿及び浄化槽汚泥の総排出量と要処理量ですが、平成23年度の実績58,231KL、一日あたりの要処理量が159 KL/日に対して、平成28年度では37,774KL、一日あたりの要処理量が103KL/日、平成33年度では27,357KL、一日あたりの要処理量が75 KL/日の推計結果となっています。なお、これらの推計結果については、構成市町との調整を終えています。以上でございます。よろしくお願いを申しあげます。

○上林昌三委員長 説明が終わりました。質問等があればお聞きいただきたいと思います。

水谷委員

○水谷 修委員 いつ改訂されたのですか。

○上林昌三委員長 川島施設課長

○川島修啓施設課長 基本計画の裏面にも記載のとおり、平成23年度改訂版ということで、発行が8月になります。平成23年度の実績を使用し改訂といたしましたので、実際の策定といたしましては8月策定ということになると思えます。よろしくご理解をお願い申し上げます。

○上林昌三委員長 水谷委員

○水谷 修委員 それは、24年度改訂でいいんですか。23年度では無いんですね。

○上林昌三委員長 川島施設課長

○川島修啓施設課長 ごみ処理基本計画は、平成23年度推計を使用し、23年度改訂といたしたのですが、生活排水は、より実勢に近い数値ということで、23年度の実績を置きましたので、実際の事務処理は年度を跨ってしまいましたが24年度に行いました。結果としては24年度に出来上がってしまったということになりますが、23年度改訂版8月発行としたものです。

○上林昌三委員長 水谷委員

○水谷 修委員 役所の場合よくありますが、23年度予算で準備していて5月6月くらいに出来あがる事がありますが、23年度の予算で計画策定を行っていたと言う事なんですか。24年度事業ならば、24年度改訂で、一番うしろに24年8月と書いてあるので私は見て言っている訳ですが。役所の統計資料なんかで、6月頃出たものが、たまたま前年度版と書いたり、24年度に調整をして決めたものなら24年度改訂でいいんじゃないですか。うしろの日付けにそう書いたら。

○上林昌三委員長 川島施設課長

○川島修啓施設課長 ごみ処理基本計画につきましてはコンサルタント委託とし、23年度の予算で計画を策定いたしたところですが、生活排水処理基本計画につきましては、委託を行わず直営で計画策定いたしたことから、この分で何か委託経費が掛かったということはございませんし、24年度でも委託経費が掛かったということはございません。

○上林昌三委員長 浅田施設部長

○浅田清晴施設部長 生活排水処理計画も、ごみ処理基本計画も、基をただせば一般廃棄物処理計画でございしますので、既に出させていただいている、ごみ処理基本計画との整合性をとるために23年度改訂版という事にさせていただきました。ただし、課長が申しあげましたように平成23年度ぎりぎりまでの実績を基に作成しておりますので、発行が24年8月というふうになっておりますが、実質的には24年8月が

改訂日になると思いますが、ごみ処理基本計画との整合性も含めての改訂日付としております。

○上林昌三委員長 塚本委員

○塚本五三藏委員 24年度改訂ならば、それでいいと。23年度の実績に基づいて24年に改訂したと。今年ですねこの8月に。23年度ベースに24年に改訂したらそれでいいんじゃないですか。この日付けだけ見れば、去年何も無かったのに今年、急に出てきたという感覚しかないんですが。

○上林昌三委員長 浅田施設部長

○浅田清晴施設部長 基本計画の策定指針で申しますと、計画期間として10年から15年で策定する事が望ましいとされております。人口等につきましても、ごみ処理基本計画との整合性を計る必要から先程、申し上げましたように本来でしたら実質的には24年改訂という事になりますが、整合性を計るという意味から23年度改訂版という形で取り扱いさせていただいたところでございます。

○上林昌三委員長 他に質問はございませんか、質問がないようでございますので、次に、その他について、でございます。委員各位の方で何かございましたら。

[なし]と言うものあり

○上林昌三委員長 特にないようでございますので、以上をもちまして本日の議題は終了いたしました。これをもちまして、総務常任委員会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

午前11時03分閉会